

教えて、玉ちゃん!

「〇〇って、よく分からないい〜!？」



お任せください。
「ややこしい話」を「やさしい言葉」で
解説いたしましょう!

「年金制度、4月からこう変わります」

★国民年金保険料が上がります

現行の13,860円/月から14,100円/月に引き上げ。
(平成29年度まで継続的に引上げられる予定です)



★在職老齢年金の対象が拡大されます

70歳以上の方も、厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が48万円を上回るときは、老齢厚生年金の全額または一部の額が支給停止となります。

(基礎年金部分は減額されません)

ただし、昭和12年4月1日以前生まれの方は、対象となりません。

★老齢厚生年金の繰り下げ受給制度が始まります

65歳から老齢厚生年金を受けることができる方が、65歳からは受け取らずに、66歳以降に支給の繰り下げの申出をした場合は、そのときから増額された老齢厚生年金を受けることができます。

受け取り開始年齢を1ヶ月先送りするごとに、年金額が0.7%ずつ増えます。

(70歳まで先送りすれば、65歳から受け取るよりも42%増しになります。ただし、本来の65歳からもらった場合と、受給総額が同じになるのは82歳くらいになります。つまり、長生きしないと損!ということになります)

★遺族厚生年金制度の見直し

・65歳以上の方の遺族厚生年金の支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある65歳以上の方は、

①御自身の老齢厚生年金等は全額支給

②遺族厚生年金は、御自身の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

・若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

①夫の死亡時に30歳未満で子を養育していない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間で打ち切りとなります(子を養育しなくなったときに妻が30歳未満の場合には、その時点から5年間)

②妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算(年間594,200円)は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されることとなります(従来は夫死亡時35歳以上である妻に対して40歳から支給)

★離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます

平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができるようになります。

ただし、老齢厚生年金を受給するためには、御自身の年金加入期間(分割を受けた期間を除く。)が、原則25年以上必要です。

※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります。